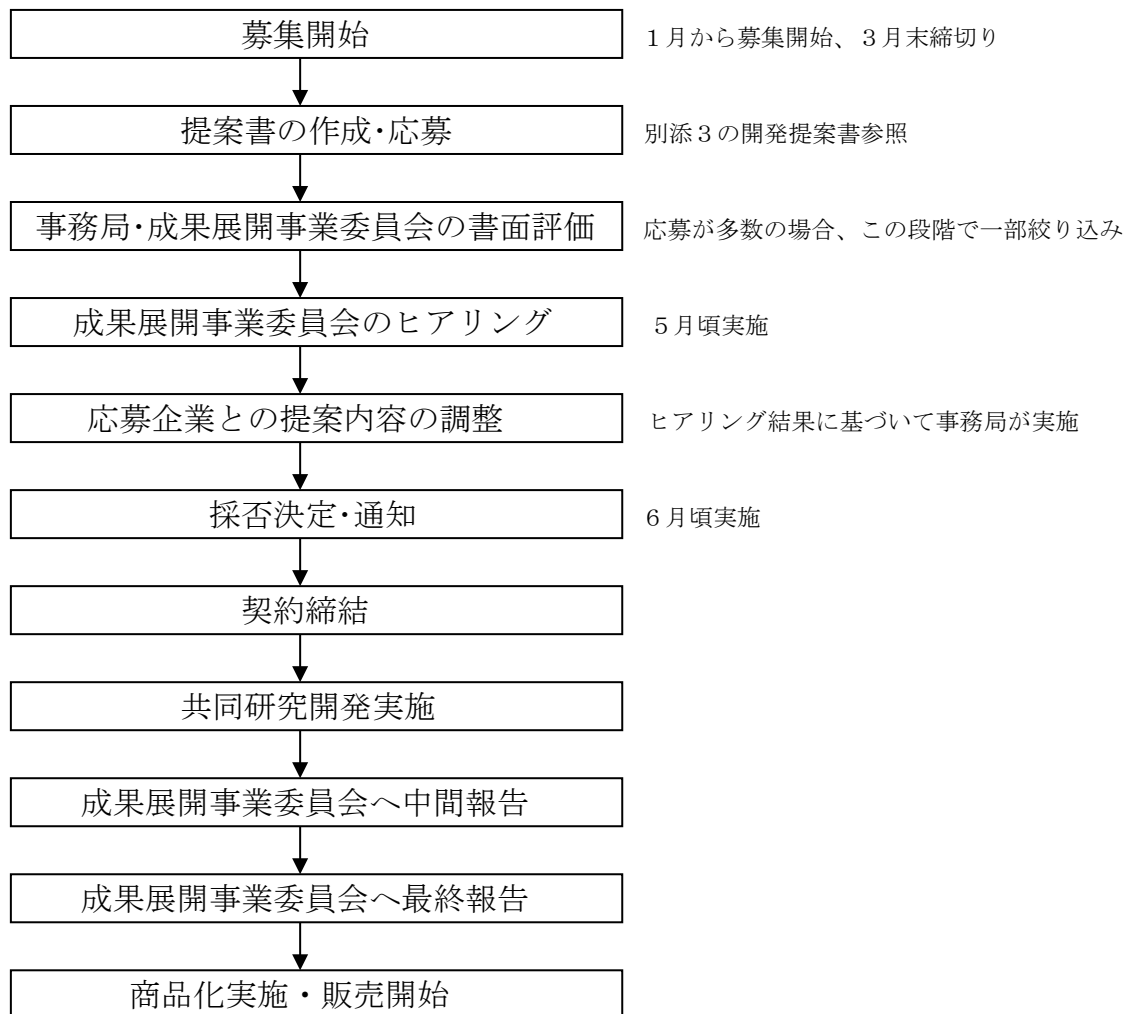


平成 28 年度  
成果展開事業開発提案募集の御案内

平成 28 年 1 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

## (1) 募集開始から開発終了までの流れ



## (2) 実用化共同研究開発テーマ募集概要

原子力機構の保有する特許等の知的財産を適用した実用化共同研究開発を募集します。東日本大震災に対応して復興に役立つ製品の開発とそれ以外の一般対応の製品開発を区分して募集します。概要は以下のとおりです。

### ①応募資格

原子力機構の保有する特許等を利用したものに限りません。

国内企業で原則として中小企業の方といたします（2部上場企業までは可とします。）。また、経営の安定した企業で資力及び信用を有し、かつ、実用化開発をするための技術開発能力と意欲があることが必要です。

### ②応募方法

応募に当たっては、開発責任者を選任していただきます。開発責任者は、実用化共同研究開発実施期間を通じ、企業を代表して開発に責任を持ってい

たきます。

### ③開発テーマ

原子力機構の特許（出願中のものを含む。）や研究開発報告書又はこれに準じた形式で公表されている原子力機構が処分等の権利を有する成果を利用したものであれば、特に制限はありません。

原子力機構の特許、研究成果技術情報及びこれらの知的財産を活用した成果事例を原子力機構ホームページ／産学連携でご覧いただけます。

<<http://sangaku.jaea.go.jp/index.html>>

### ④原子力機構分担金

原子力機構の1件当たりの支出額は、500万円以下で、かつ、総開発費の50%以下といたします。

### ⑤実施期間

原則として1年間（平成28年度は平成29年2月末まで）といたします。なお、実用化共同研究開発の開始は7月頃を予定しております。

### ⑥選定基準

選定は外部の有識者から成る委員会を開催し、その審議及び有識者の意見聴取等により行います。審査項目を別添1及び別添2に示します。

### ⑦採択予定件数

一般対応テーマ及び震災対応テーマを合わせて5件程度といたします。

### ⑧募集期間

平成28年1月22日（金）～平成28年3月31日（木）

※当日消印有効といたします。

### ⑨実用化共同研究開発終了時の開発レベル

共同研究開発終了時点で製品化の目途がつき、販売可能な水準にまで達することを目標とします。

## (3) 提案書作成及び提出の要領

①別添3の様式に従って提案書（様式1～4）を作成してください。

②提案書は、A4用紙で作成願います。右下に全体の通しページ数を記入願います。

③提出部数は1部です。

④企業の概要が分かるパンフレット等を添付願います。

⑤過去3期分の決算報告書を添付願います。

応募書類は、返却いたしませんので御了承ください。なお、同書類は本事業以外には使用いたしません。

⑥書類送付先

〒319-1195

茨城県那珂郡東海村大字白方 2-4

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

研究連携成果展開部 知的財産管理・利用促進課

(4) 実用化共同研究開発の契約内容

原子力機構は、実用化共同研究開発を実施するに当たり、企業と以下の事項を定めた実用化共同研究開発契約を締結いたします。

- ①開発実施計画（目的、開発項目、実施場所、実施期間及び実施体制を含む。）
- ②開発費の支出限度額
- ③工業所有権の取扱い
- ④開発費の支払方法
- ⑤実施状況の報告
- ⑥開発費の収支に係る帳票の整備及び報告
- ⑦開発費で取得した物品等の取扱い
- ⑧成果報告書の作成
- ⑨その他必要な事項

また、別に本開発の成果を商品として製造・販売することについて適用特許等に関する通常実施権の実施許諾契約を締結いたします。

(5) 実用化共同研究開発の実施概要

- ①分担する開発費は、設備の運転維持費、不足する設備・機器の購入費、材料費、消耗品費、加工費等の実用化共同研究開発の実施に必要と認められるものが対象となります。
- ②上記の開発費のうち、原子力機構分の企業への支払は、原則として共同研究終了後に金額を確定して行います。また、金額の確定は、全ての開発費の支出について、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類を確認の上行います。
- ③実施に当たっては、必要に応じて、使用する特許や開発成果についての技術アドバイスや情報を提供いたします。また、原子力機構の設備の使用を希望する場合は、別途検討の上、原子力機構の規程に基づいて便宜を図ります。

(6) 実用化共同研究開発成果の取扱い

- ①実用化共同研究開発の成果については、成果展開事業委員会で評価を行います。

②本開発の成果が商品として製造・販売され、売上げが生じた場合は、販売価格に特許等の技術的寄与を考慮した実施料率を乗じた金額を、実施料として原子力機構にお支払いいただきます。

③開発費を分担して実施した本開発により、新たに生じた知的財産権は原子力機構と実施企業等との共有といたします。